

岩手大学環境マネジメント推進室規則

平成28年4月1日 制定

令和6年1月23日 最終改正

(趣旨)

第1条 この規則は、国立大学法人岩手大学学則第7条の2の規定に基づき、岩手大学環境マネジメント推進室（以下「推進室」という。）に関し、必要な事項を定める。

(任務)

第2条 推進室は、国立大学法人岩手大学の環境配慮活動の一環として、環境マネジメントを推進するため、環境マネジメントシステムを確立し、実施し、維持するための業務を行う。

2 前項に定める環境配慮活動に関し対外的に公開すべき環境情報を取りまとめ、環境報告書を作成する。

(組織)

第3条 推進室は、次に掲げる者をもって組織する。

- 一 室長
- 二 副室長
- 三 兼務教員
- 四 施設課長
- 五 その他室長が指名する者

(室長)

第4条 室長は、推進室全般の業務及び運営を総括する。

2 室長は、環境マネジメントシステムを担当する理事又は副学長をもって充てる。

3 室長に事故あるときは、副室長が、その職務を代理する。

(副室長)

第5条 副室長は、室長を補佐するとともに推進室全般の業務を処理する。

2 副室長は、岩手大学の専任教員のうちから、当該教員の所属する学部等の長の同意を得て室長が推薦し、学長が任命する。

3 副室長の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

(兼務教員)

第6条 兼務教員は、推進室の業務を処理する。

2 兼務教員は、学部等の専任教員のうちから、当該教員の所属する学部等の長の同意を得て、学長が任命する。

3 兼務教員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員を生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(関係部署との連携)

第7条 推進室は、関係部署との連携を図りながら業務を遂行するよう努めるものとする。

(ワーキング・グループ)

第8条 推進室の専門的な運営に資するため、推進室に必要に応じてワーキング・グループを置くことができる。

(庶務)

第9条 推進室の庶務は、施設課において処理する。

(雑則)

第10条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和2年10月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和5年4月25日から施行する。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。